

## 2 避難するにあたって

### (1) 避難路の安全性の確認

避難所を確認して、あらかじめ避難経路を決めておきます。

建物やブロック塀の倒壊、河川の氾濫や道路冠水等、危険を予測し、複数のルートを決めておきます。

緊急事態等発生時においては、漏出した物質等により被害が及ぶ恐れがある場合は、市危機対策本部から避難路を指定する場合があります。

### (2) 要配慮者及び避難行動要支援者の避難

要配慮者、特に避難行動要支援者は、情報の入手や理解が困難なおそれがあるため、自主防災組織等の支援者は、安否を確認し、必要な情報を伝達するとともに避難を呼びかけ、安全なルートを確認しながら、避難所へ誘導します。

また、風水害が発生してからでは、要配慮者は逃げ切れない危険性があり、市では、「避難準備・高齢者等避難開始」を発表しますので、早めの避難を心がけてください。

#### ※要配慮者【災害対策基本法第8条】

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方

#### ※避難行動要支援者【災害対策基本法第49条の10】

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方

### (3) 避難における留意点

避難時は、マイカーを避け徒歩により避難する。また、服装は動きやすい服装とし、携帯品は貴重品並びに食糧（1日分）及び身の回り品等とする。

#### <避難時の留意点>

- ①避難する前に、もう一度火元を確かめ、ブレーカーも切り、ガスの元栓も締める。
- ②ヘルメットや防災ずきんで頭を保護する。
- ③荷物は最小限のものにする。
- ④外出中の家族には連絡メモを。
- ⑤避難は徒歩で。乗用車は厳禁。
- ⑥お年寄りや子供の手はしっかり握って。
- ⑦近所の人たちと集団で、まず決められた集合場所に。
- ⑧移動するとき、狭い道・塀ぎわ・川べり等は避ける。
- ⑨避難は市が指定した避難所へ。

#### 避難時の非常持出品（例）

必需品	携帯ラジオ、懐中電灯、ヘルメット（防災ずきん）、非常食、水、生活用品、衣類、救急薬品、常備薬
貴重品	通帳類、証書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を含む）、印鑑、現金